

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

令和6年度税制改正
のポイント<所得税> 1

定額減税 所得税

定額減税 住民税
その他の改正事項 2

今年は新年早々に大きな災害が続きました。被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を願っております。

第97号では、令和6年度税制改正から、個人所得課税・住民税の定額減税を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

令和6年度税制改正のポイント <所得税>

令和6年6月から実施される定額減税制度について解説いたします。

定額減税 所得税 (^_^)

令和6年分所得税の定額減税については、「令和6年度税制改正の大綱」において記載されています。少しでも早くに減税メリットを納税者が享受できるようにと、令和6年6月以降に支給される給与・賞与の所得税から控除がスタートします。1人当たり、「所得税3万円 + 住民税1万円」の合計4万円の減税額です。以下給与所得者に対する定額減税の事務取扱等に関してお伝えします。

対象者

令和6年分の合計所得金額が 1,805 万円以下である者。

ただし6月以降の源泉徴収税額からの控除に際しては、合計所得金額に関わらず実施し、年末調整時において合計所得金額が 1,805 万円超になると見込まれる場合(ただし年末調整の対象となる者に限る)には控除実施済額について調整します。合計所得金額は所得税法上の令和6年分の金額とし、退職所得金額も含まれます。

対象金額

定額減税の控除額は、次の金額の合計額となります。

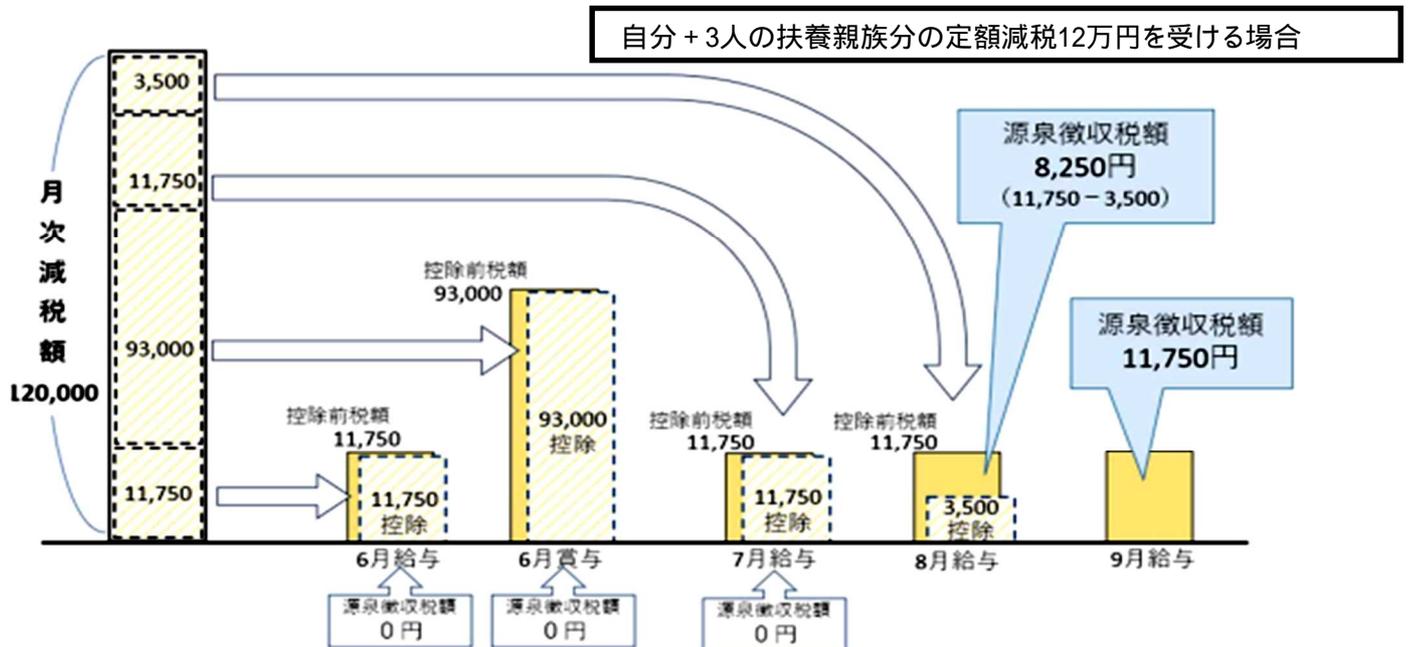
- ・ 本人 3万円
 - ・ 同一生計配偶者又は扶養親族(いずれも居住者に該当する者に限る。) 1人につき 3万円
- よって、給与所得者本人、配偶者、子1人の場合には定額減税の額は合計9万円(3万円×3人)となります。

源泉徴収の実施者

主たる給与等の支払者のみが減税控除を実施することとし、従たる給与等の支払者は行いません。

源泉徴収税額からの控除の実施方法

- 1) 令和6年6月1日において主たる給与等の支払を受ける者を対象として、令和6年6月1日以後最初の給与等(賞与を含む。)の支払日までに提出された扶養控除等申告書に記載された情報に基づき、定額減税控除の額を計算します。
- 2) 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等について源泉徴収をされるべき所得税の額(控除前源泉徴収税額)から定額減税控除の額を控除します。
- 3) 上記2)において控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる当該給与等に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除します。
- 4) 年末調整においては、住宅借入金等特別控除後の所得税額から、定額減税控除の額を控除します。
- 5) 令和6年6月1日より後に雇用されて扶養控除等申告書を提出した者については、定額減税控除の額について年末調整時に控除することとし、各給与等支払時における控除については行いません。
- 6) 令和6年分の給与収入に係る源泉徴収税額から控除しきれない額があっても、令和7年分の給与収入に係る源泉徴収税額から控除はしません。



ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

定額減税 住民税 (^_^)

住民税は、令和6年6月に給与の支払をする際は控除されず、定額減税の額を控除した後の個人住民税の額を11等分し、令和6年7月から令和7年5月まで、1/11の額を毎月徴収する仕組みとされます。よって今年度は6月の給与から控除される住民税の額は0円となります。

その他の改正事項 (^_^)

子育て世帯に配慮した住宅ローン控除制度の改正やストックオプション税制、エンジェル税制についても見直しが行われています。



* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp